

## 行田市告示第9号

市有財産の売払いについて、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項の規定により公告する。なお、入札に関する手続き等については、行田市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「市ガイドライン」という。）に従うものとする。

令和8年1月13日

行田市長 行田邦子

記

### 1 入札対象物件

区分番号	財産名称	予定価格	入札保証金
1	児童生徒用机椅子（4号）10台セット①	100円	10円
2	児童生徒用机椅子（4号）10台セット②	100円	10円
3	児童生徒用机椅子（3号）10台セット①	100円	10円
4	児童生徒用机椅子（3号）10台セット②	100円	10円
5	平均台①	100円	10円
6	平均台②	100円	10円

※予定価格とは、最低売払価格をいう。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 入札対象物件に関する事務に従事する市の職員でない者であること。
- (2) 下記4によりあらかじめ本入札への参加申込みを完了した者であること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、入札に参加する者に必要な資格については、市ガイドラインによる。

### 3 契約条項を示す場所

#### (1) 契約条項を示す場所

契約条項及び市ガイドラインは、行田市のホームページからダウンロードできる。（URL <http://www.city.gyoda.lg.jp/>）

#### (2) 契約条項に関する問い合わせ先

〒361-8601

埼玉県行田市本丸2番5号 行田市役所総務部契約検査課

電話 048-556-1111 内線213、214

メールアドレス keiyaku@city.gyoda.lg.jp

#### 4 入札参加申込みの方法

インターネット公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申込みなど一連の手続きを行う。

##### (1) 仮申込み

###### ア 方法

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込み入力を行うこと。

###### イ 申込期間

令和8年1月14日（水）13時から令和8年2月3日（火）14時まで

##### (2) 本申込み

ア 上記(1)仮申込み完了後、次に掲げる書類を提出すること。

	提出書類	法人	個人
1	公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2	住民票抄本		<input type="radio"/>
3	印鑑登録証明書（参加者が法人の場合は印鑑証明書）※原本に限る。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
4	商業登記簿謄本	<input type="radio"/>	
5	運転免許証のコピー、マイナンバーカード（表面のみ）のコピー、パスポートのコピーのうちいずれか1通		<input type="radio"/>

注1 個人の場合は個人の欄に、法人の場合は法人の欄に○が付してある書類が提出書類である。

注2 印鑑登録証明書(印鑑証明書)並びに住民票抄本及び商業登記簿謄本は、申込日前3カ月以内に発行されたものに限る。

イ 提出期限 令和8年2月10日（火）必着

ウ 提出方法 持参（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く9時から17時まで）又は郵送（一般書留又は簡易書留とし、提出期限までに必

着とする。) による。

エ 提出先 〒361-0052

埼玉県行田市本丸2番20号

行田市教育委員会学校教育部教育総務課

電話 048-556-8311 内線5307

メールアドレス kyouiku-s@city.gyoda.lg.jp

### (3) その他

ア 仮申込み及び本申込みに要する費用は、申込者の負担とする。

イ その他入札参加申込みの方法については、市ガイドラインによる。

## 5 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、クレジットカードまたは納入通知書（銀行振込）により上記1に定める入札保証金を納付しなければならない。

(2) 前号のほか、入札保証金については、市ガイドラインによる。

## 6 現地見学会について

現地見学会は実施いたしませんので、財産について公有財産売却システム上で確認すること。

## 7 入札の場所、期間及び方法

(1) 場 所 公有財産売却システム上

(2) 期 間 令和8年2月17日（火）13時から

令和8年2月24日（火）13時まで

### (3) 方 法

ア 公有財産売却システム上で入札価格（消費税及び地方消費税を含む。）を登録する。なお、この登録は、一度しか行うことができない。

イ 公有財産売却システム以外の入札は、認めない。

## 8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) この公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 虚偽の申請をした者のした入札

(3) 市ガイドラインに規定する無効な入札に該当する入札

## 9 落札者の決定方法 市ガイドラインによる。

## 10 契約の締結

(1) 落札者は、市から交付された契約書に記名・押印のうえ市に提出しなければならない。落札者が期限までに契約書を提出しない場合は、入札保証金は、市に帰属する。

ア 提出期限 令和8年3月4日（水）17時まで

イ 提出方法 持参（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く9時から17時まで）又は郵送（一般書留又は簡易書留とし、提出期限までに必着とする。）

ウ 添付書類 市が契約書を送付する際、指示する書類

エ 提出先 上記4(2)エとする。

(2) 契約保証金 市ガイドラインによる。

#### 1 1 売払代金の納付

落札者は、売払代金と既に納付された契約保証金との差額を一括して納付しなければならない。

(2) 納付方法 市が送付する納入通知書による納付

(3) 納入期限 令和8年3月10日（火）14時30分まで

(4) その他 前2号のほか売払代金の納付については、市ガイドラインによる。

#### 1 2 権利移転、引渡し等

(1) 売却物件の所有権は、落札者が売払代金を完納した時に移転するものとする。

(2) 売払代金完納後の売買物件の引渡しに要する費用は、落札者の負担とする。

(3) その他権利移転、引渡し等については、市ガイドラインによる。

#### 1 3 その他

(1) 売却物件は経年による劣化、使用によるキズ及び不具合があるので、十分理解した上で入札すること。また、行田市は瑕疵担保責任を負わない。

(2) 入札及び契約に関する事務を担当する部課

〒361-0052

埼玉県行田市本丸2番20号 行田市教育委員会教育総務課

電話 048-556-8311 内線5307

メールアドレス kyouiku-s@city.gyoda.lg.jp